

第2期舞鶴市環境基本計画

計画の基本的事項

● 計画策定の目的

【舞鶴市環境基本計画】

市の良好な環境の保全と創造に向け、市民・事業者・行政が連携して積極的に取り組む施策を視野に入れた環境対策を総合的、計画的に進めるための新たな計画です。

【舞鶴市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

市域から排出される温室効果ガスを削減・抑制し、地球温暖化防止の責務を果たすため、総合的かつ計画的な施策を定めた計画です。

● 目指すべき環境像

21世紀半ば（2050年）を目途に、本市がめざすべき環境像を以下のように設定しています。

～ 人も地域も地球も元気 ～

環境にやさしい持続可能なまちづくり

めざすべき環境像	基本目標	環境施策の方針
環境にやさしい持続可能なまちづくり ～人も地域も地球も元気～	1. 低炭素社会の実現 	(1) 家庭での取り組み (2) 事業所での取り組み (3) 交通対策の取り組み (4) 全般的な取り組み
	2. 循環型社会の確立 	(5) ごみの減量 (6) リサイクルの推進 (7) ごみの適正処理
	3. 自然との共生社会の確立 	(8) 里山・里地・里海の保全と活用 (9) 野生生物との共生 (10) 自然と調和した都市空間の形成
	4. 良好な生活環境の確保 	(11) 大気環境の保全 (12) 水環境の保全 (13) 生活環境の保全
	5. 協働社会の推進 	(14) 環境保全活動の連携 (15) 環境学習・環境教育の推進 (16) 環境情報の提供

● 計画の期間（目標年次）

- ・めざすべき環境像については2050年頃を見据えたものとしています。
- ・平成23年度（2011年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）を目標年次としています。計画の期間は10年間とし、概ね5年で見直します。
- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、基準年度を平成2年度（1990年度）、目標年度を平成32年度（2020年度）としています。

● 温室効果ガスの削減目標

**2020年度までに温室効果ガスを
1990年度比で25%削減することをめざします。**

具体的な取り組み

リーディング プロジェクト

- ③ 日常生活、地産地消による食卓、住まいのエコ
- ③ 省エネに向けた取り組みの促進
- ③ 省エネの仕組みの活用
- ③ 省エネルギー、新エネルギー技術の導入
- ③ 環境に配慮した新商品・技術の開発
- ③ 自動車からの温室効果ガスの排出抑制

- ③ 自転車の利用促進
- ③ 公共交通の利用促進
- ③ エコ通勤・ノーマイカーデーの推進
- ③ クリーンエネルギー車の普及
- ③ 舞鶴版エコポイントの取り組み
- ③ コミュニティビジネスの取り組み
- ③ 新エネルギーの取り組み

- ③ ごみ派生抑制（リデュース）の推進
- ③ 再使用（リユース）の推進
- ③ ごみ分別の徹底
- ③ 紙ごみリサイクルの推進
- ③ 生ごみ堆肥化の促進
- ③ マイ・リサイクル店の拡充

- ③ 事業活動におけるリサイクルの推進
- ③ 廃食用油（使用済みてんぷら油）の有効活用
- ③ 環境美化活動の拡充
- ③ 海の美化保全
- ③ 不法投棄の撲滅

- ③ 里山の保全と活用
- ③ 里地の保全と活用
- ③ 里海の保全と活用
- ③ 湧水の保全
- ③ グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進

- ・野生動植物の把握と保護
- ・外来生物の把握と駆除
- ・有害鳥獣への的確な対応
- ・自然と親しめる場づくりの推進
- ③ 環境に配慮したまちづくりの推進
- ③ 市街地緑化の推進

- ・大気の現況把握
- ・工場、事業場からの大気汚染（含む悪臭）の抑制
- ・自動車排ガスの監視強化
- ・水洗化の普及促進
- ・河川や海の現況の把握
- ・水質汚濁の抑制と改善

- ・環境負荷が少ない農林水産業の促進
- ・騒音・振動公害対策の推進
- ・有害化学物質対策の推進
- ・野焼きの防止
- ・環境保全の監視・指導の強化
- ・建設工事における環境配慮に向けた取り組みの推進

- ③ 連携の仕組みづくり
- ③ 環境学習の充実
- ・自然体験学習の充実
- ・生涯学習ボランティアバンクの利用促進

- ③ 出前型講座の拡充
- ③ 環境情報の充実

1. わたしのエコ
プロジェクト

2. 事業所のエコ
プロジェクト

3. 交通のエコ
プロジェクト

4. 3R活動推進
プロジェクト

5. ボイ捨て防止
プロジェクト

6. 豊かな海と
川づくり
プロジェクト

7. 舞鶴の
守りたい自然
プロジェクト

③ は地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に該当する取り組み